様式第３号（再委託でない受託研究）

受託研究契約書（雛形）

　公立大学法人大阪（以下「甲」という。）と○○　○○（以下「乙」という。）は、次の各条により受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

　（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第２条に規定する受託研究に関係する発明、考案、意匠、著作物等を含む一切の技術的成果をいう。

　二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和34年法律第 121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第 125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

　　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第17条第６項に基づき指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を実施する権利。

ホ　研究によって得られた試薬、材料、試料、動物、植物、細胞株、菌株、微生物体、核酸、タンパク質、脂質、糖質、遺伝子、試作品、実験装置等の研究及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの（研究成果普及品等として別途定めたものを除く。以下「成果有体物」という。）を使用する権利。

２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウの対象となるものについては案出並びに成果有体物の対象となるものについては創出をいう。

３　本契約書において、「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記手続に相当する手続をいう。

４　本契約書において、知的財産権に係る発明等の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号乃至同項第19号に定める行為、ノウハウ及び成果有体物を使用する行為をいう。

（受託研究の題目等）

第２条　甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を、乙の委託により実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的

(3) 研究内容

(4) 研究担当者　大阪府立大学

(5) 研究に要する経費（研究経費）

直接経費 　 円（研究経費－間接経費）

間接経費 　 円

（直接研究に要する経費の１５％を徴収する。但し、委託元に間接経費等にかかる規定等がある場合は双方により別途協議するものとする。)

研究経費総額　金　　　　　　円

(6) 研究期間 ○年○月○日から○年○月○日までとする

(7) 乙の提供物品

(8) 研究場所

(9) その他

（研究の遂行）

第３条　甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品（以下「提供物品」という。）に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

２　　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、相手方に書面により事前に通知するものとする。

（再委託）

第４条　甲は、乙の書面による事前の同意なしに、本受託研究の再委託等、本契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡してはならない。

（研究経費の納付）

第５条　乙は、第２条に規定する研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を、甲の発行する請求書により、○年○月○日までに納付しなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（経　理）

第６条　研究経費の経理は甲が行う。なお、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（本受託研究の終了及び報告書の提出）

第７条　本受託研究は、以下のいずれかの事由が生じた日（以下「本受託研究終了日」という。）に、終了するものとする。

一　本契約の期間満了日

二　本契約を期間満了前に終了させることを甲及び乙が書面により合意した日

三　本契約第10条に基づき本受託研究が中止された日

四　本契約第13条における協議の結果、乙が不足する研究経費を負担しないことが決定した日

２　甲は、本受託研究終了日の翌日から起算して30日以内に、本受託研究の期間中に得られた研究成果に関する終了報告書を、乙へ提出するものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第８条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第９条　乙の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

２　　甲は乙の提供物品について、その据付完了の時から返還（又は乙の指示に従った処分）に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第10条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（提供物品の返還）

第11条　甲は、本受託研究を終了したときは、提供物品を本受託研究終了時の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究経費の返還）

第12条　本受託研究を終了する場合において、第５条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費が不足した場合の処置）

第13条　甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

（契約の解除）

第14条　甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一 相手方（相手方の研究担当者及び相手方が本受託研究に参加及び協力させた

　　第19条に定める研究協力者（以下、併せて「研究担当者等」という。）を含む。）が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

二 相手方が本契約に違反したとき

３　甲及び乙は、相手方の構成員が反社会的勢力に該当することが発覚したとき又は該当する疑いが生じたときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第15条　甲又は乙は、前条に掲げる事由によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、故意又は重大な過失が認められない場合は、この限りではない。

（情報の開示）

第16条　乙は、本受託研究の実施に必要な情報、研究試料及び資料を無償で開示又は提供するものとする。

（秘密の保持）

第17条　本契約書において秘密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　相手方より秘密の表示がなされた書類・図面・写真・試料・サンプル・電子媒体等の有体物により開示された情報

ニ　相手方より秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一　開示又は提供を受けた際、既に公知・公用のもの。

二　開示又は提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。

三　開示又は提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの。

五　開示又は提供を受けた後、秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。

六　書面により事前に相手方の同意を得たもの。

２　甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、秘密情報について、研究担当者等以外に開示又は漏洩してはならない。

３　甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め研究担当者等以外の者に開示又は漏洩しない義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。

４　甲及び乙は、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

５　　第２項から第４項までの有効期間は、本受託研究開始の日から、本受託研究終了日の翌日から起算して２年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

６　　甲及び乙は、協議の上、研究成果のうちノウハウに該当するものについて、速やかに書面にて指定し、ノウハウとして指定されたものについては自己の責に拠らず公知となった場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、漏洩してはならない。

７　　前項の有効期間は、甲乙協議の上決定するものとし、原則として、本受託研究開始の日から、本受託研究終了日の翌日から起算して２年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

第18条　甲及び乙は、本受託研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の書面による事前の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　　前項の場合、研究成果の公表等を希望する当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、相手方の事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等により将来期待される利益が損なわれる恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益が損なわれる恐れがあると判断される部分については、相手方の事前の書面による同意なく、研究成果の公表等を行ってはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　　第２項の通知しなければならない期間は、本受託研究期間中及び本受託研究終了日の翌日から起算して２年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長、又は短縮することができるものとする。

５　　第２項及び第３項に規定する通知は、甲の研究担当者及び乙の担当者間の通知をもって足りるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第19条　甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加及び協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の書面による同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

２　　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならず、当該研究協力者による本契約の違反は、当該当事者の本契約の違反とみなされる。

３　　研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（知的財産権の帰属）

第20条　本受託研究の研究成果として得られた知的財産権は、甲に帰属する（以下、当該知的財産権を「甲単独知的財産権」という。）。甲は、甲単独知的財産権について、単独で出願等をすることができる。

２　　前項の規定にかかわらず、乙により提供された情報若しくはアイデアを利用して発明等がなされた場合、又は、乙の研究協力者が直接的に寄与して発明等がなされた場合には、甲及び乙は、協議の上、当該発明等に係る知的財産権を共有とすることできる（以下、当該知的財産権を「共有知的財産権」という。）。

　　　この場合、共有知的財産権についての出願等は、協議により持分を定めた上で、別途契約を締結して取り決めるものとする。

（乙による実施）

第21条　乙は、甲単独知的財産権又は共有知的財産権に係る発明等の実施を希望する場合、当該実施に係る実施料や実施期間等を甲と協議し、別途実施許諾契約を締結するものとする。

（知的財産権の譲渡）

第22条　甲は、甲単独知的財産権又は共有知的財産権の甲の持分を乙に有償譲渡できるものとし、別に定める譲渡契約により、これを行うものとする。

２　　甲又は乙は、相手方以外の者への共有知的財産権の持分の譲渡に当たっては、相手方の書面による事前の同意を得なければならない。

３　　甲又は乙は、共有知的財産権の自己の持分を放棄しようとするときは、甲乙協議し、その取扱いを決めるものとする。

（協　議）

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に関する疑義について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第24条　第２条(6)に定める研究期間を以て本契約の有効期間とする。

２　本契約の失効後も、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条及び第25条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（裁判管轄）

第25条　本契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

（甲）大阪市阿倍野区旭町一丁目２番７－６０１号

　　　公立大学法人大阪

理事長

（乙）住所又は所在地

　　　氏名又は商号

代表者氏名

様式第４号（再委託である受託研究）

受託研究契約書（雛形）

　公立大学法人大阪（以下「甲」という。）と○○　○○（以下「乙」という。）は、乙及び□□（以下「丙」という。）が締結した△△に関する契約（　　年　月　日付による。以下「原契約」という。）に基づく研究の実施に関し、乙が甲にその一部を委託するに当たり次のとおり契約する。

　（定義）

第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第２条に規定する受託研究に関係する発明、考案、意匠、著作物等を含む一切の技術的成果をいう。

　二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和34年法律第 121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第 125号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

　　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第17条第６項に基づき指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を実施する権利。

ホ　研究によって得られた試薬、材料、試料、動物、植物、細胞株、菌株、微生物体、核酸、タンパク質、脂質、糖質、遺伝子、試作品、実験装置等の研究及び教育目的に使用可能で、有形かつ技術的観点からの付加価値を有するもの（研究成果普及品等として別途定めたものを除く。以下「成果有体物」という。）を使用する権利。

２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成、ノウハウの対象となるものについては案出並びに成果有体物の対象となるものについては創出をいう。

３　本契約書において、「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記手続に相当する手続をいう。

４　本契約書において、知的財産権に係る発明等の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号乃至同項第19号に定める行為、ノウハウ及び成果有体物を使用する行為をいう。

（受託研究の題目等）

第２条　甲は、次の受託研究（以下「本受託研究」という。）を、乙の委託により実施するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的

(3) 研究内容

(4) 研究担当者　大阪府立大学

(5) 直接経費 　 円（研究経費－間接経費）

間接経費 　 円

（直接研究に要する経費の１５％を徴収する。但し、委託元に間接経費等にかかる規定等がある場合は双方により別途協議するものとする。)

研究経費総額　金　　　　　　円

(6) 研究期間 ○年○月○日から○年○月○日までとする

(7) 乙の提供物品

(8) 研究場所

(9) その他

（研究の遂行）

第３条　甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品（以下「提供物品」という。）に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

２　　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、相手方に書面により事前に通知するものとする。

（再委託）

第４条　甲は、乙の書面による事前の同意なしに、本受託研究の再委託等、本契約に基づく権利及び義務を、第三者に譲渡してはならない。

（研究経費の納付）

第５条　乙は、第２条に規定する研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を、甲の発行する請求書により、○年○月○日までに納付しなければならない。なお、振込手数料は乙の負担とする。

（経　理）

第６条　研究経費の経理は甲が行う。なお、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（本受託研究の終了及び報告書の提出）

第７条　本受託研究は、以下のいずれかの事由が生じた日（以下「本受託研究終了日」という。）に、終了するものとする。

一　本契約の期間満了日

二　本契約を期間満了前に終了させることを甲及び乙が書面により合意した日

三　本契約第10条に基づき本受託研究が中止された日

四　本契約第13条における協議の結果、乙が不足する研究経費を負担しないことが決定した日

２　甲は、本受託研究終了日の翌日から起算して30日以内に、本受託研究の期間中に得られた研究成果に関する終了報告書を、乙へ提出するものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第８条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第９条　乙の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

２　　甲は乙の提供物品について、その据付完了の時から返還（又は乙の指示に従った処分）に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第10条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（提供物品の返還）

第11条　甲は、本受託研究を終了したときは、提供物品を本受託研究終了時の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究経費の返還）

第12条　本受託研究を終了する場合において、第５条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費が不足した場合の処置）

第13条　甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

（契約の解除）

第14条　甲は、乙が研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一 相手方（相手方の研究担当者及び相手方が本受託研究に参加及び協力させた

　　第19条に定める研究協力者（以下、併せて「研究担当者等」という。）を含む。）が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

二 相手方が本契約に違反したとき

３　甲及び乙は、相手方の構成員が反社会的勢力に該当することが発覚したとき又は該当する疑いが生じたときは、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第15条　甲又は乙は、前条に掲げる事由によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、故意又は重大な過失が認められない場合は、この限りではない。

（情報の開示）

第16条　乙は、本受託研究の実施に必要な情報、研究試料及び資料を無償で開示又は提供するものとする。

（秘密の保持）

第17条　本契約書において秘密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　相手方より秘密の表示がなされた書類・図面・写真・試料・サンプル・電子媒体等の有体物により開示された情報

ニ　相手方より秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ開示後30日以内にその要旨を書面で交付された情報

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一　開示又は提供を受けた際、既に公知・公用のもの。

二　開示又は提供を受けた後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。

三　開示又は提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの。

五　開示又は提供を受けた後、秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。

六　書面により事前に相手方の同意を得たもの。

２　甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、秘密情報について、研究担当者等以外に開示又は漏洩してはならない。ただし、原契約の規定に基づき、乙が丙に対し、これを報告する場合はこの限りではない。

３　甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者等がその所属を離れた後も含め研究担当者等以外の者に開示又は漏洩しない義務を、当該研究担当者等に対し負わせるものとする。

４　甲及び乙は、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

５　　第２項から第４項までの有効期間は、本受託研究開始の日から、本受託研究終了日の翌日から起算して２年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

６　　甲及び乙は、協議の上、研究成果のうちノウハウに該当するものについて、速やかに書面にて指定し、ノウハウとして指定されたものについては自己の責に拠らず公知となった場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、漏洩してはならない。

７　　前項の有効期間は、甲乙協議の上決定するものとし、原則として、本受託研究開始の日から、本受託研究終了日の翌日から起算して２年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表）

第18条　甲及び乙は、本受託研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の書面による事前の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　　前項の場合、研究成果の公表等を希望する当事者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、相手方の事前の書面による了解を得た上で、その内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等により将来期待される利益が損なわれる恐れがあると判断されるときは、当該通知受理後14日以内に発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益が損なわれる恐れがあると判断される部分については、相手方の事前の書面による同意なく、研究成果の公表等を行ってはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　　第２項の通知しなければならない期間は、本受託研究期間中及び本受託研究終了日の翌日から起算して２年間が経過するまでとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長、又は短縮することができるものとする。

５　　第２項及び第３項に規定する通知は、甲の研究担当者及び乙の担当者間の通知をもって足りるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第19条　甲乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加及び協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の書面による同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者とすることができる。

２　　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならず、当該研究協力者による本契約の違反は、当該当事者の本契約の違反とみなされる。

３　　研究協力者が本受託研究の結果、発明等を行った場合の取扱いについては、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

（知的財産権の帰属）

第20条　本受託研究の研究成果として得られた知的財産権は、甲に帰属する（以下、当該知的財産権を「甲単独知的財産権」という。）。甲は、甲単独知的財産権について、単独で出願等をすることができる。

２　　前項の規定にかかわらず、乙又は丙により提供された情報若しくはアイデアを利用して発明等がなされた場合、又は、乙又は丙の研究協力者が直接的に寄与して発明等がなされた場合には、甲、乙及び丙は、協議の上、当該発明等に係る知的財産権を共有とすることできる（以下、当該知的財産権を「共有知的財産権」という。）。

　　　この場合、共有知的財産権についての出願等は、協議により持分を定めた上で、別途契約を締結して取り決めるものとする。

（乙による実施）

第21条　乙は、甲単独知的財産権又は共有知的財産権に係る発明等の実施を希望する場合、当該実施に係る実施料や実施期間等を甲と協議し、別途実施許諾契約を締結するものとする。

（知的財産権の譲渡）

第22条　甲は、甲単独知的財産権又は共有知的財産権の甲の持分を乙に有償譲渡できるものとし、別に定める譲渡契約により、これを行うものとする。

２　　甲又は乙は、相手方以外の者への共有知的財産権の持分の譲渡に当たっては、相手方の書面による事前の同意を得なければならない。

３　　甲又は乙は、共有知的財産権の自己の持分を放棄しようとするときは、甲乙協議し、その取扱いを決めるものとする。

（協　議）

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に関する疑義について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第24条　第２条(6)に定める研究期間を以て本契約の有効期間とする。

２　本契約の失効後も、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条及び第25条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（裁判管轄）

第25条　本契約に関する訴えは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

（甲）大阪市阿倍野区旭町一丁目２番７－６０１号

　　　公立大学法人大阪

理事長

（乙）住所又は所在地

　　　氏名又は商号

代表者氏名